

千葉県報

定例
令和8年6月26日

主要目次

告示

○	土地改良区定款の変更認可（三件）	一
○	国土調査の成果の認証	一
○	土砂災害警戒区域の指定（二件）	三
○	土砂災害特別警戒区域の指定（二件）	六
○	地方自治法に基づく公金事務の委託	六
○	都市計画公園事業の認可	六
○	都市計画公園事業の事業計画の変更認可	六
○	公安委員会告示	七
○	道路交通法に基づく特定講習の廃止の許可	七
○	特定調達公告	七
○	入札公告（四件）	七
○	落札者等の公告	七

告示

示

千葉県告示第三百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、千葉市東部土地改良区の定款の変更を令和八年六月十八日付けで認可した。

令和八年六月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、国府土地改良区の定款の変更を令和八年六月十八日付けで認可した。

令和八年六月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、東総用水土地改良区の定款の変更を令和八年六月十八日付けで認可した。

令和八年六月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百五十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年六月二十六日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年六月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行つた者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
長生郡長南町	令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで	長生郡長南町（佐坪及び水沼の各一部）の地籍図及び地籍簿	長生郡長南町佐坪及び水沼の各一部の区域

千葉県告示第三百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和八年六月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
矢那四五	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
代宿七	袖ヶ浦市代宿の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和八年六月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

桜田四	成田市桜田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桜田五	成田市桜田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桜田六	成田市桜田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松崎一八	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能三五	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能三六	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能三七	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能三八	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能三九	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
前林一九	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
前林二〇	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
前林二一	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
前林二二	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
前林二三	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
津富浦三一	成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
津富浦三二	成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松子一九	成田市松子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奈土一二	成田市奈土の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

押畑一四	成田市押畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横山一四	成田市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
和田九	成田市和田及び関戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
吉岡一二	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東和田七	成田市東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東和田八	成田市東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南敷八	成田市南敷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
米野五	成田市米野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
堀籠五	成田市堀籠の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
喜多大原二	香取郡多古町喜多大原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
喜多大原三	香取郡多古町喜多大原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東松崎一七	香取郡多古町東松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東松崎一八	香取郡多古町東松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東松崎一九	香取郡多古町東松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南玉造二三	香取郡多古町南玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南玉造二四	香取郡多古町南玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南玉造二五	香取郡多古町南玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

南玉造二六	香取郡多古町南玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南玉造二七	香取郡多古町南玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南玉造二八	香取郡多古町南玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
飯笹二〇	香取郡多古町飯笹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
飯笹二一	香取郡多古町飯笹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
井戸山八	香取郡多古町井戸山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
井戸山九	香取郡多古町井戸山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
井戸山一〇	香取郡多古町井戸山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
喜多一二	香取郡多古町喜多の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
林一二	香取郡多古町林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
林一三	香取郡多古町林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
林一四	香取郡多古町林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
林一五	香取郡多古町林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
寺作二	香取郡多古町寺作及び御所台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
坂一一	香取郡多古町坂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
次浦一一	香取郡多古町次浦の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西古内九	香取郡多古町西古内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
船越一〇	香取郡多古町船越の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

大高二	香取郡多古町大高及び高津原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
谷三倉八	香取郡多古町谷三倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南中一九	香取郡多古町南中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南中二〇	香取郡多古町南中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北中一五	香取郡多古町北中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
本三倉六	香取郡多古町本三倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
本三倉七	香取郡多古町本三倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
本三倉八	香取郡多古町本三倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
本三倉九	香取郡多古町本三倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桧木三	香取郡多古町桧木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百五十六号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
令和八年六月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
矢那四五	木更津市矢那の区域のうち	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

代宿七

ち、次の図面に示す区域

袖ヶ浦市代宿の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和八年六月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
桜田四	成田市桜田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桜田五	成田市桜田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桜田六	成田市桜田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松崎一八	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊能三五	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊能三六	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊能三七	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊能三八	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊能三九	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
前林一九	成田市前林の区域のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

前林二〇	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
前林二一	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
前林二二	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
前林二三	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
津富浦三一	成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
津富浦三二	成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松子一九	成田市松子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
奈土一二	成田市奈土の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
押畑一四	成田市押畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
横山一四	成田市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
和田九	成田市和田及び関戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
吉岡一二	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東和田七	成田市東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東和田八	成田市東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南敷八	成田市南敷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米野五	成田市米野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
堀籠五	成田市堀籠の区域のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

喜多大原二	次の図面に示す区域	香取郡多古町喜多大原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
喜多大原三	香取郡多古町喜多大原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
東松崎一七	香取郡多古町東松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
東松崎一九	香取郡多古町東松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
南玉造二三	香取郡多古町南玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
南玉造二四	香取郡多古町南玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
南玉造二五	香取郡多古町南玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
南玉造二六	香取郡多古町南玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
南玉造二七	香取郡多古町南玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
南玉造二八	香取郡多古町南玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
飯笹二〇	香取郡多古町飯笹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
飯笹二一	香取郡多古町飯笹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	

井戸山八	香取郡多古町井戸山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
井戸山九	香取郡多古町井戸山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
井戸山一〇	香取郡多古町井戸山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
喜多一二	香取郡多古町喜多の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
林一二	香取郡多古町林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
林一三	香取郡多古町林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
林一四	香取郡多古町林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
林一五	香取郡多古町林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
寺作二	香取郡多古町寺作及び御所台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
坂一一	香取郡多古町坂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
次浦一一	香取郡多古町次浦の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西古内九	香取郡多古町西古内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
船越一〇	香取郡多古町船越の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大高二	香取郡多古町大高及び高津原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
谷三倉八	香取郡多古町谷三倉の区域に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

南中一九	のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南中二〇	香取郡多古町南中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
北中一五	香取郡多古町北中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
本三倉六	香取郡多古町本三倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
本三倉七	香取郡多古町本三倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
本三倉八	香取郡多古町本三倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
本三倉九	香取郡多古町本三倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桧木三	香取郡多古町桧木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。

令和八年六月二十六日

千葉県知事

熊谷俊人

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定をし た日	委託をし た日
船橋市漁業協同組合	船橋市湊町一丁目二四番六号	船橋ボートパークに係る使用料	令和八年三月十九日	令和八年四月一日

千葉県告示第三百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、印西都市計画公園事業を次のとおり認可した。

令和八年六月二十六日

千葉県知事

熊谷俊人

一 施行者の名称

印西市

二 都市計画事業の種類及び名称

印西都市計画公園事業三・三・一〇号多々羅田公園

三 事業施行期間

令和八年六月二十六日から令和九年三月三十一日まで

四 収用の部分

印西市内野一丁目地内

使用の部分

なし

千葉県告示第三百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、印西都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年六月二十六日

千葉県知事

熊谷俊人

一 施行者の名称

印西市

二 都市計画事業の種類及び名称

印西都市計画公園事業五・五・八号松山下公園

三 事業施行期間

令和六年十月十八日から令和十一年三月三十一日まで

四 収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第28号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、指定講習機関が行う特定講習について次のとおり廃止を許可した。

令和8年6月26日

千葉県公安委員会委員長 寺 嶋 哲 生		
特定講習の種類別	指定講習機関の名称	廃止年月日
原付免許に係る初心運転者講習	松戸自動車教習所	令和 8 年 3 月 3 1 日
特 定 調 達 公 告		
〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕		
入札公告 別冊のとおり一般競争入札に付する。 令和 8 年 6 月 2 6 日		
千葉県知事 熊 谷 俊 人		
入札公告 別冊のとおり一般競争入札に付する。 令和 8 年 6 月 2 6 日		
千葉県知事 熊 谷 俊 人		
入札公告 別冊のとおり一般競争入札に付する。 令和 8 年 6 月 2 6 日		
千葉県知事 熊 谷 俊 人		
入札公告 別冊のとおり一般競争入札に付する。 令和 8 年 6 月 2 6 日		
千葉県病院局長 山 崎 晋一朗		
落札者等の公告 別冊のとおり落札者等について公告する。 令和 8 年 6 月 2 6 日		
千葉県企業局長 横 山 尚 典		

購読料

本号（別冊を含む。）

一部

四九円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八